

神戸市告示第 318 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 26 年 8 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する区域（別図のとおり）
兵庫区明和通 3 丁目 2 番 1 の一部
兵庫区明和通 3 丁目 2 番 7 の一部
- 2 特定有害物質の名称
シス-1,2-ジクロロエチレン
- 3 講じられた措置
土壤汚染の除去

別図

